

| 令和3年9月27日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日) | |
|---|--|
| 出席議員 (10名) | 1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄 |
| 欠席議員 (0名) | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名 | 町長 武廣勇平 副町長 財津勝記 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 矢動丸栄二 まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘 財政課長 川原俊史 建設課長 高島真幸 産業課長兼 日高泰明 住民課長 扇智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 森園敦志 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則 |
| 職務のため 出席した 事務局職員 | 議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望 |

議事日程 令和3年9月27日 午後4時45分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の
充実を求める意見書（案）
- 日程第2 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第3 委員長報告第2号 決算特別委員会審査報告について
- 日程第4 討論・採決
- 日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午後4時45分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいま大川徹也君から9月24日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言の訂正と会議録の訂正をしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、大川徹也君の発言の訂正と会議録の訂正の申出を許可することに決定いたしました。

○2番（大川徹也君）

9月24日の一般質問の質問事項、中心市街地活性化事業についての発言で、「LABVでは公有地の現物出資にとどまる上」と発言した箇所について、正しくは「公有地の現物出資等とし」とする内容の言い間違いでした。発言の訂正と会議録の訂正の申出をします。

この発言の訂正と会議録の訂正について、よろしく申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（中山五雄君）

ただいまの大川徹也君からの発言の訂正と会議録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。大川徹也君からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進む前にお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定されました。

ただいま大川徹也君から9月24日の会議における発言について会議録規則64条の規定によって発言の取消と会議録からの削除をしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、大川徹也君からの発言の取消と会議録からの削除の申出を許可することに決定いたしました。

○2番（大川徹也君）

9月24日の一般質問の質問事項、中心市街地活性化事業についての発言で、町としては土地の出資のみで民間事業者の信用、経済力に関して発言した箇所について、発言取消と会議録の削除の申出をします。

この発言取消と会議録の削除についてよろしくお願いします。申し訳ありませんでした。

○議長（中山五雄君）

ただいま大川徹也君からの発言の取消と会議録からの削除を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。大川徹也君からの発言の取消と会議録からの削除は許可することに決定いたしました。

次へ進みます。（「議長、動議です」と呼ぶ者あり） どういうことでしょうか。

○3番（原 直弘君）

暫時休憩をお願いしたいと思います。理由につきましては、議場での私の発言の説明を行うことを打ち合わせていただきたいものであります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

今、3番、原直弘君からの動議が出ました。

皆さんたち、いかがいたしましょうか。異議ありませんか。

○町長（武廣勇平君）

打合せというのが執行部についても一緒に同席するという意味であれば、ぜひ、この議場

のみならず、図書室でも結構ですが、住民公開の上で、すなわち、地方自治法100条12項、協議の場と位置づけた会議規則128条における全員協議会の開催を、ぜひ望みます。

○1番（鈴木千春君）

このたびの同僚議員の方のやり取り等を聞いていて、ずっと考えていたことだったんですけども、お二人はいずれも広報委員であり、私も広報委員の1人として、意見をちょっと申し述べさせていただきます。

まず、これまで広報としては、議場で話された真実を伝えることを前提として、その内容については質問者が質問と答弁を記載した内容を委員会内で意見を出し合い、掲載するかを話し合って進めてまいりました。ですが、今回その方法で作成された議会広報の内容についても議論の対象となっていたかと感じております。

広報委員会としては、議場で話された真実を伝えるのが務めであり、責務であると私は考えております。

今回の議会で、一般質問の中で、今後の議会の発言の仕方や質問の仕方について申合せがなされたかと思えます。であるならば、併せて、広報についてもよい機会と捉えて、町長から全員協議会という話もあったんですけども、広報によい機会と捉えて話し合うことをこの場で御検討いただければというふうに思っております。

○議長（中山五雄君）

先ほど来、暫時休憩の申出がっておりますが、皆さんたちにお諮りいたします。暫時休憩することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、暫時休憩をします。休憩。

午後4時53分 休憩

午後5時15分 再開

○議長（中山五雄君）

会議を再開いたします。

先ほど来、3番、原直弘君からの申出がございましたが、原直弘君からどうぞ。

○3番（原直弘君）

皆さん、本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。説明に入らせていただく前に、先ほどの私の動議の理由ですが、議場で私の発言の説明を同僚議員に発言がよろしいかどうかの、内容ではなくて、発言自体の可否をお諮りさせていただいたものであります。

それでは早速、説明に入らせていただきます。

まず初めに、議会だよりに掲載されました令和3年6月14日開催の第2回定例会における

一般質問での合同会社の出資比率と配当に関する件です。

本件において、事実と異なる情報が掲載されているということをおっしゃっていますが、掲載内容については一般質問での問答を忠実に要約したものであります。

もし、その一般質問の問答の際に、私が示した合同会社の出資比率（町95%、事業者5%）と配当（町50%、事業者50%）に対し、町執行部から指摘があったとするならば、当然一般質問の問答は指摘後の内容で進行することになりますが、町執行部からの指摘は一切ありませんでしたので、その後も私が示した出資比率を元に問答が続いたわけでございます。

出資比率と配当について、合同会社の設立時に出資額の割合に応じた配当になったという説明は、一般質問から17日後の令和3年7月1日の議会全員協議会において説明されましたので、議会だよりには一般質問での問答並びに議会全員協議会での内容及びその経過が分かるような内容で忠実に掲載されております。また、議会だよりへの掲載に当たっては、議長や広報委員から注意を受けた認識はなく、あくまで助言並びに提案を受けて掲載に至ったものであります。

次に、建物の解体にかかる費用の件ですが、この費用には、地下埋設物であるくいの撤去費用を含んだものを解体にかかる費用等として討論に望んだわけでございますが、討論において解体にかかる費用等とするところを、解体にかかる費用としておりましたので、訂正をさせていただきます。

建物の解体にかかる費用等の約14億円の件ですが、約14億円の算定根拠は、町が予算計上した解体工事費等の費用が726,000千円、地下埋設物であるくいの撤去費用等が676,000千円となっており、その負担において解体工事費等は町が負担し、くい撤去に関しては町と事業者が出資した合同会社が行いますので、町と事業者が負担することになります。

町と事業者との負担割合は、公租公課負担金の負担額が出資割合で算出されていますので、これに準じれば町の負担額は640,000千円となりますので、解体工事費等の費用を合わせて約14億円となります。

武廣町長は、イオン跡地、旧自動車学校跡地、旧民有地分の合計評価額約5億円の土地が上峰町のものになるとのことですが、旧自動車学校跡地及び旧民有地の土地は約2億円で町が購入して、上峰町の所有を経て、これにイオン跡地を含めて合同会社に出資されており、現在の所有は合同会社になっております。

なお、討論での土地の価格について固定資産の評価額を略して、「評価額」としていたことが誤解を招く結果となっておりますので、「固定資産の評価額」に訂正をさせていただきます。

次に、解体にかかる費用の精査の件ですが、私が討論で申し上げたのは、イオン跡地の無償譲渡を掲げた時点、すなわち、イオンに対して無償取得することについて文書を発出した平成30年7月において、解体にかかる費用の精査が行われていなかったことを言っているの

であって、町執行部が言っている3者以上の見積りを取り、費用の精査を行ったという説明は、先月の補正予算審議の際に答弁されたものでございます。

次に、イオン跡地の再開発の計画は当初より格段に大きいものとなっているという件ですが、体育館、武道館、プールなどの運動施設は当初計画から追加された事業であり、討論での発言は妥当なものと考えます。

先週の水曜日に町長から選挙時において建設にかかる費用は100億円という流説が流れていたことを聞かされましたが、そのことについては全く知りませんでしたので、知らないとして断言し、否定しておりました。しかし、先週の金曜日の武廣町長の議場での発言はそのことを黙殺し、選挙時において建設にかかる費用は100億円という流説が流れていたということと、私が討論の際に発言した100億円を同じ文脈に置き、あたかも関連していたかのように取れる発言については大変残念なこととなりません。

これをもちまして私の発言に対する説明は終わらせていただきますが、今回、本議会において貴重なお時間をいただき、説明をさせていただきましたことに対し、大変感謝申し上げます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

生理現象で少々時間をいただきたく、暫時休憩をお願いします。あわせて、私も手挙げをした以上、発言の許可を願いたいと思いますが、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より暫時休憩の願いが出ました。

皆さん、お諮りいたします。暫時休憩を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。休憩。

午後5時23分 休憩

午後6時40分 再開

○議長（中山五雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（武廣勇平君）

お時間をいただきましてありがとうございました。ただいま時間をいただいた間に、先ほど御指摘をいただきました点について整理をさせていただくことと併せて行わせていただき、ここに答弁に望みたいと思っております。

まず、私自身がこれまでの議論の中で、言い換えればこの議場での一般質問、そして、議案審議、討論・採決という議会で定められたルールの中で、何を今回問題化しているかとい

うことを、一番伝えたいことを、まず先に申し上げたいと思います。

100億円は自分の主観だということで、主観を述べてはいけないのかと御指摘が原議員からいただいているものと思います。政治家の御判断なので、主観はあると思います。しかしながら、その主観には根拠が必要です。根拠が述べられていない主観は問題だと私は考えております。

なぜか——住民の皆さんは、まさか根拠なく発言しているとは思いません。公人であるから。維持管理を含まない建設費100億円という表現が自分の主観だからいいんだということになれば、200億円でも500億円でもいいということになってしまいます。つまり、単なる主観を理由に反対しているということは、つまり言い換えれば、反対意見に根拠がないということですよ。反対意見に根拠が要らないなら、そもそも議会での質問と質疑は要らないではありませんか。議論の、そしてこの議会の自殺行為とはこのことだと思います。

こここそ議員はこの100億円に対する私の問題意識にしっかりと答えていただいているとは思いますが、私と原議員と決定的に違うところなんです。一体原議員は討論って何だと思っていらいしゃいますか。英訳するとディスカッションです。何となく言いたいことを言うのが議論をつかさどる議士の仕事ではなく、むしろ、確かな根拠を元に積極的に意見を交換し、意見の相違点や新たな課題を確認することを通じて、正しい結論やよりよい解決策を見つける共同作業が、地方自治法が期待する二代表制におけるディスカッションであり、住民の皆様になり代わり、議論をつかさどる代議という仕事だと思います。ですので、これまで根拠がなく発言されていたことや不明確な根拠をもとに掲載されている会議録、広報用会議録の訂正をこの場で今後とも強く求めてまいりたいというふうに思います。

先ほどの原議員の指摘について一つ一つお時間を頂戴し、お答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、一般質問での問答を忠実に要約した内容であるから掲載について問題はない、そのような趣旨の発言をされております。私は、この一般質問において、募集要項時点のお尋ねを原議員はされておるものだと、この令和3年6月14日開催の第2回定例会における議事録を先ほど全て読んでまいりました。議事録123ページから始まります。

まず、第1回目に出てくのが124ページ、原議員自ら事業者募集の際には云々と、124ページの2行目に書かれております。

また、同様に全てここであげつらいますと、131ページ、原議員自ら募集要項時についてのお尋ねということを確認されております。

また、132ページ、ここにおいてもこれは執行部河上室長が募集要項時についてのお尋ねだということで答弁をいたしております。

133ページ、この時点におきましても同様。

また、136ページ、原議員自ら、そして河上室長も募集要項時のお尋ねと答弁という形で

やり取りをしております。

137ページ、同じく原議員が募集要項時のお話をされております。それに対して、河上室長、そして、私も答弁を重ねておりますが、全て募集要項時におけるお尋ねだと思っておりますが、段々と会社設立後、そして、現状の認識についてのお問い合わせに変わっているようなニュアンスを受けましたので、議会が終了後に会議録掲載が誤った形でされないよう、全員協議会でこの掲載を控えていただくように訂正をお願いすることを申し上げました。

議会が終了しておりますので、当然会議が終了後の取消、訂正はできません。その上で、地方自治法判例集をのぞきますと、133条にございますが、言葉——133条に記している——失礼しました。ここは訂正いたします。失礼しました。132条にございます。失礼しました。訂正いたします。132条前段に、言葉の使用には文書の記述も該当するとされる事例が、神戸地裁平成10年1月21日の判決にありましたものですから、この発言については訂正をすることが可能だという認識の元、広報用会議録において一般質問欄の誤導につながらないような表記の訂正をお願いしました。

しかし、一般質問欄の誤導につながるような表記は、そのまま掲載をされております。その際、広報委員長に、そして、議長さんにも注意喚起をされたということでお伺いしておりましたけれども、先ほど併せて確認をいたしましたら、注意をしたということで確認をさせていただきました。その点で、原議員と私の申し上げていることは全く違います。

また、原議員は「解体にかかる費用等」とするところを「解体にかかる費用」としておりましたので訂正をされております。これはもうそのとおりでありますので、ぜひ、訂正の手続をこの会期中に行っていただきたいと併せてお願いを申し上げます。

また、14億円のところで原議員は町と事業者との負担割合は公租公課負担金の負担額が出資割合で算出されていますので、これに準じれば町の負担額は約640,000千円となると、これは本当に議論のすり替えであるというふうに思います。

ここは、私は強く訂正と取消を求めます。私どもはL A B Vの各プロジェクト、それぞれの事業主体がリスクを分担しながら協議の中で決めていくことをお伝えしてまいりました。解体についても同様です。当然、協議をしてまいりました。それが、公租公課負担金の負担額が出資割合で算出されているということを前提に、全てのプロジェクトに95%超のリスクがかかってくるという前提での議論は、これは不適切、明らかに間違いでありますので、そうした我々の発言があれば、ぜひその挙証をしていただきたいと、これは強くお願い申し上げます。併せて訂正と取消を、これは再度求めます。

また、武廣町長はイオン跡地、旧自動車学校跡地、旧民有地分の合計評価額約5億円の土地が上峰町のものになるということです。旧自動車学校跡地及び旧民有地の土地は約2億円で、町が購入して上峰町の所有を経て、これにイオン跡地を含めて合同会社に出資されており、現在の所有は合同会社になっておりますと先ほど指摘をされました。そのとおりでござ

います。

私が問題にされているのは、この事実をそのまま伝えられておられますが、その点ではございませんで、14億円の解体費をかけて、評価額3億円の土地を取得する。すなわち、11億円の町費を使っているという言及そのものが、評価額3億円の土地のフィールドだけでなく、加えて1億円、もう1億円、合わせて約5億円の土地のために14億円の解体費をかけているという指摘をして、これが比較考量がきちっと同じ土俵でされていないことを問題にしているものであります。

土地の取得の範囲が同じでないものを比較考量し、町費の貸し付け7億を、約7億を表さず、誤導につながるような表記をしていることを、ぜひ御理解をいただいて、ここにも訂正と説明を併せて求めたいと思います。また、評価額について固定資産評価額に訂正をされているという指摘もありましたけれども、これはそのとおりでございますので、その手続をぜひよろしくお願いを申し上げます。

また、7番目に解体費用の精査の件でありますけれども、これは原議員の言葉ですが、私が討論で申し上げたのはイオン跡地の無償譲渡を掲げた時点、すなわちイオンに対して無償取得することについて文書を発出した平成30年7月において、解体にかかる費用の精査が行われていなかったことを言っているのであって、町執行部が言っている3者以上の見積りを取り、費用の精査を行ったという説明は、先月の補正予算審議の際に答弁されたものでありますということをおっしゃっておりますが、平成30年7月、イオン九州株式会社に発出している文書は、7月5日付で無償取得することについての協議の場を持っていたきたい旨の発出でありまして、この段階で解体の議論はなされているはずもありませんし、この時点ではPFI、LABVとは違うPFIの検討をしていたものでありますので、全く時間軸の違うお話をここに突然持ってきてもらっても、町民の皆さんはますます混同されることだと思いますので、これについてはどういう意味か説明をいただきたいと思います。

次に、イオン跡地の再開発の計画は当初より格段に大きいものになっているということで、体育館、プール等の運動施設が加わっているから妥当なものだということではありますが、当初より格段に大きなものになっているとは——格段とは、違いが大きくかけ離れていること、物事の程度の差が甚だしいことを言うものですので、誇張した表現で発することは適切とは思えないという私の認識をお伝えしておきます。

最後に、100億円の話に通じる様々な自分の主観についての話を再度強調させていただきたいと思います。やはり、議論を正確で根拠のあるものでやっていくことが、この上峰町議会に私は望まれていると思いますし、それが見える形でこうした場で説明をしていただく機会を作っていただきました中山議長さんをはじめ、議会運営吉富委員長、そして、議員の皆様方に感謝を申し上げます。

今後とも事実でない発言、あるいは根拠のない不明確な発言については適宜こうした形で

取消、訂正がスムーズにされ、大きな時間をかけずとも、皆さんの共通了解として新たな課題が浮き彫りにされ、その課題を解決するために施策を鍛え上げていく、そういう文化が生まれることを心から願って私からの説明に変えさせていただきます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

先ほど町長から申されたように、まず、100億円の根拠ということに説明をさせていただきます。

今回、イオンが閉店になった要因として、久留米ゆめタウン、佐賀ゆめタウンの出店が一つの要因ではないかということは周知の事実と思っております。そのことから今回、イオン跡地の再開発に掲げている商業施設については、久留米ゆめタウン、佐賀ゆめタウンと同等規模でなければ、継続した経営が困難ではないか等の前提で今回討論を申し上げた次第でございます。

また、新たに追加された体育館、武道館、プールなどを収益性を求めるものとするためには、施設に対し付加価値をつけなければならず、それに伴う費用も大きくなるとの考えに至りました。

資産については、これは大分前になるんですけど、2004年に開業された商業施設を参考としており、その建築にかかる平米当たり単価を基に、佐賀ゆめタウンと同等のものを造るとなると、2004年の平米当たり単価を用いても、約88億円となることから、全ての施設を整備した場合には100億円を超える可能性があるという結論に達したわけでございます。よって、討論の際の言葉の表現に関しては断定的ではなく、その可能性があるということから、100億円を超える大きな規模になり得ることからという表現にしたわけでございます。

続きまして、今回、議会だよりの掲載に当たって、議長や広報委員から注意を受けた認識はなくということで、私、先ほどの説明をいたした次第でございますけれども、あくまで私はそういう注意を受けたということの認識はなく、先ほど説明したとおり、あくまで助言、提案、それを受けて掲載に至ったものと思っております。

続きまして、約14億円の件でございますが、あくまで今の段階ではこのくい撤去に関して合同会社が行う、そして町と事業者が負担することになる、そういった事実は、まず、変わらないと思います。ということは、試算上、今回、前例であります公租公課負担金の出資割合ということで、今回算定している次第でございます。

続きまして、イオン跡地の再開発の計画は当初より格段に大きいものとなっている件ですが、これについては格段という言葉を用いずに、当初より大きいものとなっているということに訂正をお願いしたいと思います。

すみません、ちょっと先ほどの町長の訂正と――の箇所が今段階では、今申し上げたところでございますが、大丈夫でしょうか。

じゃ、これで私の説明を終わらせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

大変遅くまで、今日は傍聴の方もおられます。議員の皆様方にも多大な時間、今日はお疲れのことだと思います。私も今おっしゃった原議員のお言葉について、もう少しやっぱり説明が欲しいなというところはございますけれども、これはもうずっとこのことを繰り返していても何も生まれるものはございません。ぜひ今後、申合せ事項に沿って事実についての発言、あるいは根拠のある発言をしていく文化の醸成をするために、協議の場を、ぜひ都度都度開かせていただき、執行部として広報用会議録に誤導につながる表現等がある場があれば、都度都度協議の場を設置していただくように、ぜひ心からお願いを申し上げ、私からの発言に代えさせていただきます。

○3番（原 直弘君）

私も先ほどの町長の意見については大賛成でございます。私は今回の発言については至らぬところも多々あったと思います。しかしながら、全ての項目において私が納得することが今の現在ではできておりません。それでも、本日中に双方が納得する状態に至らないことも考えられます。

すなわち、議会運営上、支障を来すことにもなりかねませんので、納得できないものについては、今後、執行部と協議を重ねて事業等を見守りたいと思っておりますので、これで終わらせていただきます。

以上です。（「議長、関連、いいですか」と呼ぶ者あり）

○9番（寺崎太彦君）

今回、議会が大きく混乱したと思います。その原因としては、議員の発言やそれに伴った議会だより、また、広報の在り方に対して多々問題が出てきたので、それが原因だと思います。したがって、今後この混乱を防ぐため、また、問題点を整理するために協議の場として全協の開催を議長にお願いしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

以上で終わります。

次へ進みます。

日程第1 意見書案第2号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

これより提出者より説明をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、ここで意見書案を読み上げさせていただきます。

いて、御審議いただきますようよろしく願いをいたします。

意見書案第2号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 大川隆城

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月27日提出

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 菅 義偉 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 武田 良太 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
内閣官房長官 加藤 勝信 様
内閣府特命担当大臣 西村 康稔 様
(経済財政政策担当)

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

日程第2 意見書案第3号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

ただいまお許しをいただきましたので、意見書案を読み上げまして御審議賜りますようお願いをいたします。

意見書案第3号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 大川隆城

地方財源の充実・強化を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月27日提出

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた国民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にあるなか、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実

情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
9. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

佐賀県上峰町議会

| | |
|-------------------------|---------|
| 内閣総理大臣 | 菅 義偉 様 |
| 衆議院議長 | 大島 理森 様 |
| 参議院議長 | 山東 昭子 様 |
| 財務大臣 | 麻生 太郎 様 |
| 総務大臣 | 武田 良太 様 |
| 厚生労働大臣 | 田村 憲久 様 |
| 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当) | 西村 康稔 様 |

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志 様
(少子化対策地方創生担当)

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第3号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第3号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

日程第3 委員長報告第2号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 委員長報告第2号 令和2年度上峰町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題としたいと思います。

本件につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（寺崎太彦君）

皆さんこんばんは。それでは、私から報告させていただきます。

報告第2号

令和3年9月27日

令和2年度決算特別委員会審査報告書

決算特別委員会

委員長 寺崎 太彦

令和3年9月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第41号 令和2年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第42号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第43号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第44号 令和2年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算及び議案第45号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、以上5議案の決算認定について去る9月13日、14日、15日の3日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査を行った結果、適正であることを認め全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に審査の過程での意見及び要望等については次のとおりです。

【一般会計】

税務課

- ・町税滞納について、早めの対策を行い、不納欠損額の縮減に努めること。
- ・軽自動車税現年課税について、タイヤロック実施を検討し、収入未済額の縮減に努めること。
- ・町税の収納率向上に努めること。

建設課

- ・町道冠水対策工事について、今後も引き続き冠水対策を行うこと。

健康福祉課

- ・コミュニティバスについて、町外への運行ができるよう近隣町との協議を行うこと。
- ・不妊治療費助成について、できるだけ自己負担が少なくなるよう検討すること。また、メンタルヘルスに係る相談体制についての周知を行うこと。

産業課

- ・ふれ愛菜園利用について、良好な状態で利用されるよう指導を行うこと。
- ・集落支援員活動について、水草対策としての地区の見回りを検討すること。
- ・人・農地プランについて、ワークショップ形式での会議を検討すること。
- ・多面的機能支払補助金について、農振除外に伴う補助金返還の周知を行うこと。

まち・ひと・しごと創生室

- ・ふるさと納税寄附金について、目標金額に向けた取組に努めること。

教育課

- ・パソコンリース料及び電子黒板リース料について、リースした場合と購入した場合の費用の比較検討を行うこと。

生涯学習課

- ・コロナ禍での町民センター及び体育施設の利用について、スムーズな利用ができるよう周知方法を検討すること。
- ・中央公園管理について、現場の状況を確認し、仕様書に定期的な草刈りに関する項目を入れること。

文化課

- ・ふるさと学館1階トイレ（男性用）の洋式化を検討すること。

以上です。

○議長（中山五雄君）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、委員長報告第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第41号から議案第45号までの議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第41号から議案第45号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第4. 討論・採決。

議案第34号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和3年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 動産の買入れについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第5. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長からの会議規則第75条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（中山五雄君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。令和3年第3回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午後7時29分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 原直弘

上峰町議会議員 吉田豊